

経 済 要 録

国 内

報)は、+10.0%と前期(+9.7%)に比べ上昇。

平成2年1～3月については、9%台の伸び率となる見通し。

◇1～3月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、1月19日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

平成元年10～12月のM₂+CD平残の前年比伸び率(速

◇平成2年度政府経済見通しについて

政府は、昨年12月22日、「平成2年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。このうち経済見通しの主要指標は以下のとおり。

主 要 経 済 指 標

	昭和63年度 (実績)	平成元年度 (実績見込み)	平成2年度 (見通し)	前年度比増減(Δ)率			
				平成元年度		平成2年度	
				%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
1. 国民総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国民総生産	372.5	396.5	417.2	6.4	4.6	5.2	4.0
民間最終消費支出	211.8	222.8	235.7	5.2	3.2	5.8	4.6
民間住宅投資	22.1	23.3	23.9	5.3	0.2	2.9	0.3
民間設備投資	67.4	77.0	82.8	14.3	14.5	7.6	7.3
2. 雇 用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	6,186	6,295	6,355	1.8		1.0	
就業者総数	6,036	6,150	6,210	1.9		1.0	
3. 鉱工業生産	%	%程度	%程度				
鉱工業生産指数 前年度比増減(Δ)率	8.8	5.0	4.0	—		—	
4. 物 価	%	%程度	%程度				
総合卸売物価指数 前年度比騰落(Δ)率	Δ 0.7	3.5	0.6	—		—	
消費者物価指数 前年度比騰落(Δ)率	0.8	2.7	1.6	—		—	
5. 国 際 収 支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
経常収支	9.9	8.6	8.0	—		—	
貿易収支	12.2	11.4	11.2	—		—	
輸 出	34.3	39.0	41.8	13.7		7.2	
輸 入	22.1	27.6	30.6	24.9		10.5	

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された平成元年度の経済の姿を示すものであり、わが国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、とくに国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

◇財政制度審議会の平成2年度予算の編成に関する建議について

財政制度審議会(鈴木永二会長)は、昨年12月21日、「平成元年度予算の編成に関する建議」を取りまとめ、大蔵大臣に提出した。このうち、平成元年度予算編成にあたっての「基本的な考え方」と題する部分は、以下のとおり。

平成2年度予算編成を巡る財政事情については、ある程度の税収の伸びは期待できるものの、これに伴い地方交付税が増加するとともに、一般歳出の増加圧力、定率繰入れの実施、N T T株式の売却中止、さらに、こうした状況の下で公債発行額を縮減していかなければならないことを勘案するならば、なお引続き厳しいものと考えられる。

このような厳しい状況にあるが、来年度予算において「平成2年度特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努める」という目標を達成するため、財政改革を一層推進し、着実な前進を図るべきである。また、経済が好調に推移していることにかんがみれば、財政による景気刺激策をとる必要はないと考える。

◇平成元年度一般会計補正予算案および平成2年度一般会計予算・財政投融资計画の政府案について

政府は、昨年12月24日に平成元年度一般会計補正予算案を、また昨年12月29日には平成2年度一般会計予算および財政投融资計画の政府案を閣議決定した(大蔵省原案の内示は昨年12月24日)。その概要は以下のとおり。

平成元年度一般会計補正予算案

(単位・億円)

歳 出	増減(Δ)額	歳 入	増減(Δ)額
一般歳出	38,769	税 収	32,170
うち		税外収入	3,444
給与改善費	2,677	国 債	—
義務的経費の追加等	5,527	うち	
災害復旧費の追加	4,256	建設国債	6,500
既定経費の節減	Δ 1,695	特例国債	Δ 6,500
予備費減額	Δ 1,500	前年度剰余金の受入	23,360
国債費	4,249		
うち			
剰余金の繰入れ	8,661		
利払費等既定経費の節減	Δ 4,412		
地方交付税	15,959		
補 正 規 模		58,977	

平成2年度一般会計予算案

(単位・億円、%)

		2年度	平成元年度当初予算比増減(Δ)率
歳入	租税および印紙収入	580,040	13.7
	その他収入	26,396	15.1
	うち		
	国債整理基金特別会計受入	13,000	0.0
	その他収入	13,396	34.9
公債	56,300	Δ 20.8	
合 計		662,736	9.7
歳出	一般歳出	354,092	3.9
	うち		
	社会保障関係費	116,148	6.6
	恩給関係費	18,375	Δ 1.0
	文教・科学振興費	51,129	3.6
	防衛関係費	41,593	6.1
	公共事業関係費	62,147	0.3
	経済協力費	7,845	6.9
	中小企業対策費	1,943	0.1
	エネルギー対策費	5,476	3.8
	食糧管理費	3,952	Δ 5.5
	その他の事項経費	41,983	3.6
	予備費	3,500	0.0
	国債費	142,893	22.5
	地方交付税交付金	152,751	14.3
産業投資特別会計へ繰入れ	13,000	0.0	
合 計		662,736	9.7

平成2年度財政投融资計画

(単位・億円、%)

		2年度	平成元年度当初予算比増減(Δ)率
原資	産業投資特別会計	641	Δ 24.8
	資金運用部資金	284,533	5.9
	うち郵便貯金	72,000	Δ 15.3
	厚生年金・国民年金	55,400	28.5
	簡保資金	60,550	7.9
内訳	政府保証債・政府保証借入金	20,000	0.0
	うち政府保証債	20,000	0.0
	政府保証借入金	0	0.0
	合計	365,724	5.8
運用別内訳	政府系金融機関	126,387	7.4
	うち住宅公庫	55,930	9.8
	中小公庫	19,180	3.9
	公共事業実施機関	43,016	2.8
	うち道路公団	19,360	1.0
	住宅・都市整備公団	8,738	0.6
	その他公団・事業団等	53,621	7.8
	うち年金福祉事業団	19,101	30.3
	地方	53,200	Δ 1.8
	うち地方公共団体 公営公庫	41,700 11,500	Δ 1.0 Δ 5.0
内訳	資金運用事業分	69,500	17.2
	うち郵便貯金特別会計	35,000	16.7
	年金福祉事業団	18,000	17.6
	簡保郵便年金福祉事業	16,500	17.9
	合計	345,724	7.1

(注) 原資内訳合計と運用別内訳合計との差額は、資金運用部資金による国債引受け(2兆円)。

◆平成2年度税制改正要綱について

政府は、昨年12月19日、平成2年度税制改正要綱を閣議決定した。同要綱の主な内容は、

①消費税の非課税範囲拡大、②公的年金等に対する減税、③投機的な土地取引抑制や宅地供給促進のための土地税制の特例措置継続および一部課税強化、④製品輸入促進税制の創設などの諸点。

◆金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更について

日本銀行は1月9日、①金融機関の預貯金等の金利の

最高限度の引上げ、②勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の引上げ、③市場金利連動型定期預・貯金(いわゆる小口MMC)にかかる金融機関の金利の最高限度の引上げ、および④小口MMCの最低預入金額の引下げ(3百万円→1百万円)についてIのとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利をIIのとおり変更することを決定した。

I. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度ならびに勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度ならびに市場金利連動型定期預・貯金(いわゆる小口MMC)にかかる金融機関の金利の最高限度の変更について

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度ならびに納税準備預金およびその他の預金利率の最高限度を下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金(期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。) 年5.0%(+0.43%)

当座預金 無利息
納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。) 年1.5%(+0.25%)

その他の預金 年1.0%(+0.25%)

ただし、預入期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上である定期預金、据置貯金および定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

(2) 実施日

平成2年1月22日

ただし、平成2年1月21日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該期間満了までは、なお従前の例による。

2. 臨時金利調整法に基づき定めている勤労者財産形成

年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記(1)および(2)のとおり変更し、下記(3)により実施する。

(1) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項および勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日以前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第1項および第2項の規定にかかわらず年5.0%(+0.43%)とする。

(2) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日以前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件第1項および第2項の規定にかかわらず年5.0%(+0.43%)とする。

(3) 実施日

平成2年1月22日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、平成2年1月21日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

3. 臨時金利調整法に基づく市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期預金にかかる金融機関の金利の最高限度の定めを下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金にかかる金融機関の金利の最高限度に関する件(平成元年5月大蔵省告示第88号)の規定にかかわらず、同告示に定める市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金の利率の最高限度が、それぞれの預入期間ごとに以下に掲げる利率を下回るときは、以下に掲げる利率を最高限度とする。

預入期間が3か月のもの	年2.9%(+0.43%)
預入期間が6か月のもの	年4.15%(+0.43%)
預入期間が1年のもの	年4.9%(+0.43%)
預入期間が2年のもの	年5.15%(+0.43%)
預入期間が3年のもの	年5.15%(+0.43%)

(2) 実施日

平成2年1月22日

ただし、平成2年1月21日までに受け入れた市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金については、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

4. 臨時金利調整法に基づく市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金にかかる金融機関の金利の最高限度の定めを下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金(預入期間が3か月、6か月、1年、2年または3年で預入金額が百万円以上である定期預金または定期貯金のうち、金融機関の発行する譲渡性預金の1か月間の平均年利率(当該市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金の預入される日の属する週前において日本銀行により1か月間の平均年利率として直近に公表されたものをいう。以下同じ。)または利付国庫債券(10年)の表面利率(当該市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金の預入される日の属する週前において直近に募集が開始された利付国庫債券(10年)にかかる表面利率をいう。以下同じ。)を基礎として金利が設定されるもの)にかかる利率の最高限度は、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ただし、日本銀行が金融機関の発行する譲渡性預金

の1か月間の平均年利率を発表した日の属する週後の最初の営業日(以下基準日という。)においてイ、に定める利率がロ、に定める利率を超えるときは、当該ロ、に定める利率を超えるものについては、イ、の規定にかかわらず、当該基準日から次の基準日の前日までの間は、当該基準日におけるロ、に定める利率を最高限度とする。

イ、預入期間が3か月、6か月、1年または2年のもの

金融機関の発行する譲渡性預金の1か月間の平均年利率から預入期間が3か月のものにあつては1.75%、6か月のものにあつては1.25%、1年のものにあつては0.75%、2年のものにあつては0.50%を控除した率。

ロ、預入期間が3年のもの

利付国庫債券(10年)の表面利率から0.70%を控除した率。

(2) 実施日

平成2年4月2日

ただし、平成2年4月1日までに受け入れた市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金については、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

II. 平成2年1月22日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回りについて

(下線部分は今回改定、かっこ内は変化幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの	年 <u>2.75%</u> 以下(+0.43%)
期間6か月のもの	年 <u>4.0%</u> 以下(+0.43%)
期間1年のもの	年 <u>4.75%</u> 以下(+0.43%)
期間2年のもの	年 <u>5.0%</u> 以下(+0.43%)

ただし、

イ、期間2年のものの1年を経過した日に行われる中間払の利率
年4.0%以下(+0.43%)

ロ、期限前払戻の場合の預入期間中の利率

- (イ) 預入期間が6か月未満の場合 当該払戻が行われる日の普通貯金の利率以下
- (ロ) 預入期間が6か

月以上1年未満の場合 年3.25%以下(+0.43%)

(イ) 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 年3.75%以下(+0.43%)

(ニ) 預入期間が1年6か月以上の場合 年4.5%以下(+0.43%)

ハ、期限後利率

(イ) 現払の場合(他預金への振替を含む) 当該現払が行われる日の普通預金の利率以下

(ロ) 定期預金または据置貯金に継続書替えの場合 継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替えが行われる日の利率

据置預金

定期積立

ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の利回り 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

(2) 当座預金

無利息

(3) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む) 年1.5%以下(+0.25%)

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合、その払出の属する利息計算期間中の利率

普通預金の利率以下

(4) その他の預金

普通預金および普通貯金 年0.75%以下(+0.25%)

通知預金 年1.0%以下(+0.25%)

ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

別段預金およびその他の雑預金 年0.75%以下(+0.25%)

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率および利回り、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%

納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとするができる。

3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年3.25%(+0.43%)以下、期間6か月以上のものについては年4.25%(+0.43%)以下とする。

4. 経過措置

定期預金および据置貯金のうち、平成2年1月21日までに受入れたものについては、上記1.、2.および3.にかかわらず、当該預金および貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

◇郵便貯金利率の変更について

政府は1月12日、郵便貯金利率を以下のとおり変更し、1月22日から実施することを閣議決定した(「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は1月18日付で公布。)

郵便貯金利率

(単位・年%)

	変更後	変更前
通常郵便貯金	2.16	1.92
積立郵便貯金		
1 年	2.88	2.64
2 年	3.00	2.76
3 年	3.12	2.88
定額郵便貯金		
1 年 未 満	3.25	2.82
1年以上1年6か月未満	3.75	3.32
1年6か月以上2年未満	4.50	4.07
2年以上2年6か月未満	4.85	4.42
2年6か月以上3年未満	4.90	4.47
3 年 以 上	5.00	4.57
定期郵便貯金		
6 か 月	4.00	3.57
1 年	4.75	4.32
住宅積立郵便貯金		
〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
1年以上2年未満	3.36	3.12
2年以上3年未満	3.84	3.60
3年以上4年未満	4.56	4.32
4年以上5年未満	4.80	4.56
5 年	5.04	4.80
〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕		
1年以上2年未満	3.00	2.76
2年以上3年未満	3.12	2.88
3年以上4年未満	3.48	3.24
4年以上5年未満	3.72	3.48
5 年	3.96	3.72
進学積立郵便貯金		
〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
2年以下	2.64	2.40
2年1か月以上	2.88	2.64
〔国民金融公庫等から貸付を受けなかった場合〕		
2年未満	2.88	2.64
2 年	3.00	2.76
2年1か月以上	3.12	2.88

◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引上げについて

(1) 信託銀行7行は、2年ものおよび5年ものの貸付信託予想配当率を次のとおり引上げ、2年ものは1月22日以降、5年ものは1月6日以降募集分より実施した(2年ものは、1月16日、5年ものは、昨年12月27日にそれぞれ発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 2年もの	5.20	4.77
契約期間 5年もの	5.92	5.62

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間1年以上、2年以上および5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引上げ、1年以上のものおよび2年以上のものは、1月22日、5年以上のものは1月6日以降受託分より実施した(1年以上のものおよび2年以上のものは、1月16日、5年以上のものは、昨年12月27日にそれぞれ発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 1年以上のもの	4.75	4.32
契約期間 2年以上のもの	5.05	4.62
契約期間 5年以上のもの	5.78	5.48

◆政府系金融機関の貸出基準金利引上げについて

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引上げ、1月4日から実施した。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行 中小企業金融公庫 国民金融公庫 環境衛生金融公庫	6.8	6.5

◆長期貸出最優遇金利の引上げについて

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引上げ、1月4日から実施した(昨年12月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	6.8	6.5

◆新短期プライムレートの引上げについて

三井銀行は、新短期プライムレートを次のとおり引上げ、1月19日から実施した(1月12日発表)。

なお、他の都市銀行、長期信用銀行3行、信託銀行7行も、1月22日までに同様の引上げを実施した。

新短期プライムレート

(単位・年%)

	変更後	変更前
新短期プライムレート	6.250	5.750

◆金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、1月債から実施した(昨年12月27日発表)。

利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年物	表面利率(%)	5.9	5.6
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	5.900	5.600
3年物	表面利率(%)	5.8	5.5
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	5.800	5.500

◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債の発行条件を次のとおり改定し、1月債から実施した(長期国債は1月11日、政府保証債は1月12日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	5.6	5.3
	発行価格(円)	96.92	99.96
	応募者利回(%)	6.095	5.306
政府保証債	表面利率(%)	6.1	5.4
	発行価格(円)	99.00	99.50
	応募者利回(%)	6.262	5.477

◆政府短期証券の割引歩合の引上げについて

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引上げ、1月16日発行分から実施した(1月11日発表)。

政府短期証券割引歩合(60日もの)

(単位・年%)

	変更後	変更前
割引歩合	4.125	3.625
応募者利回	4.153	3.646